

5月は『消費者月間』です

5月は『見える情報 見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～』を統一テーマとした『消費者月間』です。デジタル化の進展に伴い、消費者は商品やサービスに関する情報を容易に入手できるようになりました。消費者がデジタルの利便性を享受しつつ、安全で安心な消費生活を営むためには、情報リテラシーを高めることが重要です。今回の消費者月間を通じて、デジタル技術の活用方法や情報提供の仕組みに関する基本的な知識を得て、消費者力を高めていきましょう!

◆市立図書館内の『消費生活コーナー』をご利用ください

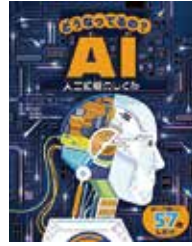
市立図書館内南側にある雑誌コーナー付近の消費生活コーナーでは、消費生活に関する書籍を紹介しています。

◆出前講座『だまされんばい!悪質商法』を受付中

消費生活センターの相談員などが地域の集まりなどに出向き、消費者トラブルに関する情報提供を行っています。

◆市報『知っとこ!消費生活情報』をご覧ください

毎月の市報で、注意が必要な消費者トラブルの情報を連載しています(今号は21ページ)。



◀文:アレックス・フリス、ヴィクトリア・M・ウィリアムズ、絵:ピエトリクス・ハッチャー、訳:福本友美子、監修:矢向高弘、『どうなってるの?AI』、ひさかたチャイルド(2025年)



著:瀬戸口誠、『フェイクに惑わされな
いたための情報を見抜く技術』、ナツメ
社(2025年)

こんな消費者トラブルに注意!

SNSで勧誘される詐欺的な投資話

SNSで知り合った異性としばらくメッセージアプリでやりとりし、フレンドリーな雰囲気になったところで暗号資産の投資話を勧められた。相手に言われるまま暗号資産を購入し、指定された入金用アドレスに30万円を送金した。その後、出金しようとしたら税金や手数料を請求され、いつまで経っても出金できない。

◆トラブルを防ぐために

- ・SNSで知り合った面識のない相手から、簡単にもうかるなどと投資の話を勧められたら詐欺を疑いましょう
- ・暗号資産交換業を行う事業者は金融庁・財務省への登録が必要です
- ・暗号資産の価格は変動するため、リスクや契約内容を十分に理解できない場合は契約はしないようにしましょう

カウンセリングだけのつもりが、高額な美容医療契約に

SNSの広告を見て美容クリニックにシミ取りのカウンセリングに行くと、シミ取りの他にも脱毛やヒアルロン酸注射など複数の契約を勧誘され、総額200万円の契約をした。ヒアルロン酸注射は当日施術を受けたが、断りきれずに契約したので解約したい。

◆トラブルを防ぐために

- ・美容目的の施術は、多くの場合緊急性は高くないため、その場で契約や施術はしないようにしましょう
- ・施術内容やリスクなど、事前に自分でも情報を収集し、医師の説明を聞いてから納得した上で契約を判断しましょう
- ・脱毛など一定の美容医療サービスは、クーリング・オフができる場合があります

困ったときは、
消費生活センターへ
ご相談ください

消費生活センターでは、市民の皆さんを対象に、**消費者と事業者の間に生じた消費者トラブル**に関する相談や情報提供を受け付けています(相談無料、秘密は守ります)。

●相談窓口 市消費生活センター(市民協働課内) ☎0942-85-3800

●相談日時 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、9時～16時

※土・日曜日、祝日(年末年始を除く)は、県消費生活センター(☎0952-24-0999)へご相談ください(相談時間 9時～17時)